

【消費生活の窓口から】

消費生活センター等をかたる不審な電話やはがきにご注意ください！

消費生活センター等をかたる不審な電話やはがきに関する相談が寄せられています。

【アドバイス】

- ◆消費生活センターは、消費生活センターに相談したことのない方に電話をかけたりはがきを送ったりすることはありません。
- ◆消費生活センターの相談料は無料であり、どのような名目でも、消費生活センターから消費者のみなさまにお金を請求することは絶対にありません。
- ◆連絡してきたのが本物の消費生活センターなのか、少しでも疑問や不安を感じたら、電話やはがきで指定された電話番号ではなく、消費者ホットライン「１８８（いやや！）」番にお電話ください。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民 G 内） ☎ 6 6 2 - 2 5 9 3